

大阪府建設リサイクル法実施指針

(大阪府における特定建設資材に係る分別解体等
及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進
等の実施に関する指針)

平成24年3月

大 阪 府

目 次

前文	2
第1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向	3
1 基本理念	3
2 関係者の役割	3
3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向	5
4 府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施の確保	6
第2 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策	9
1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性	9
2 関係者の役割	9
第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	10
1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標	10
2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	11
第4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策	13
1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の基本的な考え方	13
2 関係者の役割	13
3 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用	14
第5 特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及	15
第6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項	16
1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項	16
2 各種情報の提供等に関する事項	16
3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項	16

大阪府においては、住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大し、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の発生量及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。また、高度成長期に大量に建設された建築物が更新時期を迎えていることから、建設資材廃棄物の排出量は、現状の高い水準でしばらく推移するものと予測される。

その一方で、廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場の残余容量がひっ迫しつつあるほか、依然として建設資材廃棄物の不法投棄が多く見られるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている。

このような状況の中で、新たに採取する資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進し、府域における生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

この指針は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法第104号。以下「法」という。）第4条に基づき、国が法第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」に即して、大阪府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものである。また、廃棄物処理法第5条の5に基づく廃棄物処理計画とも整合を図っている。

第 1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 基本理念

(1) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制や、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずるべきである。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の基本的な考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及び大阪府環境基本条例（平成6年条例第5号）第9条に基づく環境総合計画における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制（リデュース）、次に、建設資材の再使用（リユース）を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行う。

2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが情報の一層の共有を図るとともに、連携を強化しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質・品質等の表示、有害物質等を含む素材等、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生抑制や分別解体等の実施、建築物等の長寿命化に配慮した設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択などの工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等、建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、対象建設工事における分別解体等の届出並びに契約書面への分別解体等の方法及び解体工事等に要する費用の明記等、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。また、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について、明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

元請業者は、対象建設工事における発注者に対する分別解体等の計画の内容等についての説明、契約書面への分別解体等の方法や解体工事等に要する費用等の明記及び再資源化等が完了したときの発注者への報告等、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。また、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択及び施工技術の開発等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。特に、対象建設工事における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施など、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。

なお、解体工事を施工する場合は、法に定める解体工事業者の登録又は建設業法（昭和24年法律第100号）に定める土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業の許可を有していなければならない。

(6) 排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）

建設資材廃棄物の処理を行う者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 府

府は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「施行令」という。）第8条第1項に基づき事務を処理する市（以下「特定行政庁である市」という。）及び同条第4項に基づき事務を処理する市（以下「指定都市等」という。）との調整を図りつつ、法に基づく特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務並びに解体工事業者の登録に関する事務を適切に行う。このため、特に分別解体等及び再資源化等の事務を円滑に運用するための要領（以下「実施要領」という。）を定める。

また、建設工事現場へのパトロール等の充実により、関係者の法令順守に対する意識の向上を図り、無届け工事の防止に努める。

さらに、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発など必要な措置を講ずるよう努めるとともに、「大阪府建設リサイクル推進計画」に基づき、府の事業における建設リサイクルを総合的に進める。

(8) 市町村

市町村は、国及び府の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

特定行政庁である市及び指定都市等は、各々、法に基づく特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務を適切に行う。

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、有害物質等が関係法令に基づき適正に調査・除去され、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物全体の再資源化等率（工事現場から排出された建設廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。以下同じ。）の向上を図るためには、排出量の8割を占める特定建設資材廃棄物の再資源化等を更に促進することが重要であ

ることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある。このため、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

4 府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施の確保

(1) 府における特定建設資材廃棄物等の状況

ア 特定建設資材廃棄物の排出量の現状及び将来見込み

平成20年度建設副産物実態調査によると、府域における特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の平成20年度における排出量は1,992千トン、建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の排出量は116千トン、アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の排出量は1,041千トンである。

また、コンクリート塊の再資源化率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化されたものの重量の百分率をいう。以下同じ。）は94.0%、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99.4%であり、平成12年度と比較して、コンクリート塊の再資源化率がやや低下しているものの、アスファルト・コンクリート塊は高い再資源化率を維持している。

一方、建設発生木材の再資源化率は82.5%と、平成12年度と比較して大幅に上昇している。なお、建設発生木材の再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化及び縮減されたものの重量の百分率をいう。以下同じ。）は90.4%となっている。

将来における特定建設資材廃棄物の排出量は、高度成長期に大量に建設された建築物の更新時期が今後も続くことから、現状の高い水準でしばらく推移するものと予測される。

〔府における特定建設資材廃棄物の再資源化等の状況〕

単位：千 t

	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材
排出量	1,992	1,041	116
再資源化量 (率)	1,873 (94.0%)	1,035 (99.4%)	96 (82.5%)
縮減量 (率)	0 (0%)	0 (0%)	9 (7.9%)
最終処分量 (率)	119 (6.0%)	6 (0.6%)	11 (9.6%)

※ 建設発生木材の再資源化等は、再資源化と縮減の合計となる。

出典：平成20年度建設副産物実態調査

(建設副産物対策近畿地方連絡協議会)

イ 再資源化等施設及び最終処分場の立地状況

府域における平成23年4月1日現在での、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設は58施設立地している。建設発生木材の再資源化施設は19施設、焼却施設は15施設立地している。

なお、焼却施設には、建設発生木材を原料にして、サーマル・リサイクル及びマテリアル・リサイクルを同時に行う施設など、再資源化施設と重複するものも含まれる。

一方、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等を受け入れることができる最終処分場は立地しているものの、施設の数はいくつか少なくその残余容量についても限りがある。

〔府における再資源化施設及び最終処分場の立地状況等〕

○ 再資源化施設の立地状況及び処理能力

(平成23年4月1日現在)

種 類	施設数	処 理 能 力 (千 t/年) ※1	排 出 量 (千 t) ※2	処理能力に対 する排出量の 比率
建設発生木材の再資源化施設	19	757	116	15.3%
(チップ化等)	17			
(炭化処理)	1			
(発酵処理)	1			
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設	58	13,284	3,033	22.8%

※1 処理能力は1日あたりの処理能力を年間稼働日数を300日として、年間の処理能力に換算したもの

※2 出典：平成20年度建設副産物処理実態調査

○ 産業廃棄物最終処分場の立地状況及び残余容量 (平成23年4月1日現在)

設置者	施設数	計画容量 (千m ³)	残余容量 (千m ³)
処理業者	3	1,861	496
フェニックス (泉大津沖)	1	7,200	572
フェニックス (大阪沖)	1	2,800	2,287

(2) 府における特定建設資材に係る分別解体等の実施の確保

対象建設工事受注者、自主施工者、発注者及び元請業者は法第3章に規定された義務を適切に実施しなければならない。特に、受注者及び自主施工者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。)第2条で定める施工方法に関する基準及び実施要領等に従い分別解体等を行われなければならない。

建築物の解体工事の発注者は、建築物の内部にある残存物品等を解体工事の施工に先立ち撤去し、廃棄物処理関係法令に従って適切に処理しなければならない。

府及び特定行政庁である市は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく許認可等の機会などを通じ対象建設工事の把握に努めるとともに、建設工事現場へのパトロール等を行うことにより、分別解体等の適正な実施を確保する。また、対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、実施要領等を勘案し、法第14条の助言又は勧告を行う。さらに対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、実施要領等を勘案し、法第15条の命令を行う。

(3) 府における特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保

府及び指定都市等は、対象建設工事受注者の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、実施要領等を勘案し、法第19条の助言又は勧告を行う。さらに対象建設工事受注者が正当な理由がなくて再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、実施要領等を勘案し、法第20条の命令を行う。

また、「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき、元請業者に対し、特定建設資材廃棄物の再生処理を委託する場合は、再生処理業者(廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法施行規則第8条の3に規定する産業廃棄物の処分を委託できる者を含む。))又は第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法施行規則第8条の15に規定する特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者を含む。))であって、再生利用ができるように処理するための施設を保有する者をいう。)に原則として直接委託するよう指導する。さらに、多量排出事

業者（建設工事等の施工に伴って生ずる産業廃棄物を排出する事業者であって、廃棄物処理法第12条第9項又は第12条の2第10項に規定する多量排出事業者をいう。）に対し、建設廃棄物について、発生から最終処分の終了までの一連の処理の工程における発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を確保する体制（下請業者の管理及び監督に係るものを含む。）の整備及び充実を図り建設工事等を施工するよう指導する。

（４）府における対象建設工事の規模に関する基準及び指定建設資材廃棄物の距離に関する基準の考え方

ア 法第9条第4項に基づく対象建設工事の規模に関する基準の考え方

府における対象建設工事の規模に関する基準は、施行令第2条で定める規模とする。

なお、府は、府の区域における特定建設資材廃棄物の再資源化施設の立地状況及び最終処分場における処分量の見込み等から判断して、施行令第2条の規模の基準では当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないとき認められるときは、条例により同条の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定める。

イ 法第17条に基づく指定建設資材廃棄物の距離に関する考え方

府における指定建設資材廃棄物（建設発生木材）の距離に関する基準については、施行規則第3条で定める距離である50キロメートルとする。なお、府の区域における建設発生木材の再資源化施設の設置状況と50キロメートルの基準とを勘案すると、特段の事情がない場合、縮減ではなく再資源化することとなる。

第2 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、再資源化等により最終処分量を減らすとともに、端材の発生の抑制、建設資材廃棄物の現場内での再利用及び既存建築物等のストックの長寿命化を図ることなどにより、建設資材廃棄物の排出そのものを抑制することが重要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等のライフ・サイクル（計画・設計から、施工、維持管理・修繕及び分別解体を経て、再資源化等・最終処分に至るまで）の各段階で適切な取組を行う必要がある。特に、建築物等の長期的使用に資する取組が重要である。関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが情報の共有を図るとともに、連携を強化しつつ積極的に参加することが重要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材の工場等におけるプレカット等の実施とその耐久性の向上を図るとともに、修繕が可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に対する発注者の用途、構造等への要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上や維持管理・修繕の容易性の向上など、長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 府

府は、府が所管する土木工作物や府営住宅等のストックの有効活用と長寿命化を図るため、「大阪府建設リサイクル推進計画」及び「府営住宅ストック総合活用計画」等に基づく施策を推進する。

また、建設資材廃棄物の排出抑制に資する工法や、建築物の長寿命化につながる技術開発に関する情報収集に努め、ホームページなどを活用して、広く府民に周知するよう努める。

(7) 市町村

市町村は、国及び府の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、府においては、今後5年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成27年度における再資源化等率は、次のとおりとする。

特定建設資材廃棄物	平成27年度における再資源化等率
コンクリート塊	概ね100%
建設発生木材	95%以上
アスファルト・コンクリート塊	概ね100%

※ 「概ね100%」とは、有害物質に汚染されているなど再資源化できず最終処分せざるを得ないものを除き、全量が再資源化される状態のこと。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコストの削減等に資する技術開発、再資源化により得られた物の利用の促進及びその需給の動向に関する情報の共有が必要となる。

具体的には、府は、大阪府エコタウンプランに位置づけた先進的な再資源化施設を始め、府域に存在する再資源化施設が、幅広く活用されるよう情報提供に努める。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の基礎材等、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木材パルプ、再生木質ボード、再生木質マルチング材等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃料用チップ等の固体燃料及びエタノール等の液体燃料として利用することを促進する。

また、再資源化に関する技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化等に必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の基礎材等に利用することを促進する。

また、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

エ その他

プラスチック製品、石膏ボード、ガラス及び陶磁器等の特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施及び必要な施設の整備等について、関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

特に、石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く使用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボードの発生が急増すると予想される。廃石膏ボードを最終処分する際には、硫化水素の発生が懸念されること等から、管理型最終処分場で処分することが義務付けられているが、現場分別が徹底されないと、廃石膏ボード以外の廃棄物も管理型最終処分場で処分されることとなる。ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を勘案すると、解体時の現場分別を徹底するとともに、再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大を図り、その再資源化を促進する必要がある。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）については安定型処分品目以外の産業廃棄物が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（廃棄物処理法施行令第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

なお、府の事業においては、特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物について再資源化等の拡大に努める。

第4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の趣旨を踏まえつつ、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

また、他産業に由来する再生資源の利用促進に努めることも重要であり、資源の有効な利用促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を踏まえ、取組をより一層推進する必要がある。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 府

府は、「なにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）」をはじめ建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を府の事業において率先して使用するよう努めるほか、それら

再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる情報提供及び普及啓発等に努める。

さらに、これらの物の利用を促進するため、再資源化により得られた物の規格化を検討するとともに、国に対して統一基準の策定を要望する。

(7) 市町村

市町村は、国及び府の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用

(1) 公共事業での率先利用の基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のため、公共事業においては、民間の取組の先導的役割を担うことが重要である。このため、府の事業においては、「グリーン購入法」及び「大阪府グリーン調達方針」の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

なお、府の事業以外の公共事業においても、府の方策に準じた取組みを行う必要がある。

(2) 府の事業での率先利用の具体的方策

ア コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた物の利用

道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

さらに、その他の用途についても、施工性、経済性等の適用性について検討を行い、これらの利用に努める。

イ 建設発生木材の再資源化により得られた物の利用

府有建築物の床下地材などについて、再生木質ボードの利用に努めるとともに、木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して、その利用を促進する。

また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進する。さらに、その他の用途についても、施工性、経済性等の適用性について検討を行い、これらの利用に努める。

ウ その他

その他の建設資材廃棄物の再資源化により得られた物についても、施工性、経済性等の適用性について検討を行い、これらの利用に努める。

第5 特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

このような意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な府民の協力が必要である。このため、府は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く府民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、廃棄物問題に取り組む民間団体や企業と連携しながら廃棄物フォーラムの開催や廃棄物処理施設の見学会などの実践行動につながるような体験型・参加型の環境学習を、家庭や地域、学校、職場など、さまざまな場において実施し、分別解体等及び再資源化等並びに再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及啓発と循環型社会にふさわしいライフサイクルの定着を図る。

また、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行すること並びに発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、ホームページやパンフレット等による啓発を行うとともに、必要に応じて講習会などを実施するものとする。

第6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

府は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを府民に対し積極的に周知し、適正な費用負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されるよう、適正に契約が締結されることが必要である。

2 各種情報の提供等に関する事項

府は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように努め、また、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、電子マニフェストの更なる普及に努めるものとする。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収・破壊法」という。）、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年条例第6号）等の関係法令等を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、石綿を含有する廃棄物等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

なお、冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気洗濯機（以下「ユニット型エアコンディショナー等」という。）の中に含まれるものについては、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。このためには、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、ユニット型エアコンディショナー等の所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があり、家電リサイクル大阪方式の活用、又は過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求める等により、適正にリサイクルすることが必要である。

また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ排出されるおそれがある場合は、事前に当該フロン類を回収することによりこれを防止する必要がある。加えて、フロン回収・破壊法に基づき、建築物等の解体工事を請け負おうとする者（特定解体工事元請事業者）は、当該建築物等における第一種特定製品に該当する業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）の設置の有無を確認した上で発注者に書面を交付して説明する必要がある、発注者（機器の所有者）は自ら又は他の者に委託してこれらの機器に冷媒として充てんされているフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すことにより大気中への排出を未然に防止する必要がある。

さらに、断熱材に使用されているフロン類については、建築物の解体時におけるフロン類の残存量の簡易な把握手法や、経済的な回収・処理技術が未確立であること等の課題があるものの、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討が進み、関係者による断熱材の回収、フロン類の回収・処理の取組みが行われ始めているため、これらを更に促進するよう努める必要がある。

石綿を含有する建設資材については、粉砕することにより石綿粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工において、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずるとともに、廃棄物処理法に基づき石綿を含有する廃棄物の処理を適正に行う必要がある。

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立てを適正に行う必要がある。

また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。なお、このCCA処理木材については、残存するCCAに関する経済的な判別・分離・処理技術が未確立であること等の課題があるため、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討を行い、適正かつ能率的なCCA処理木材の分離・回収、再資源

化のための技術開発・施設整備等必要な措置を講じ、再資源化により得られた熱等の利用の推進に努める必要がある。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、PCBを含有する電気機器等の所有者は、建築物等の解体に先立ち、これらを撤去し、PCB廃棄物の無害化処理を委託できるようになるまでの間、所有者の責任で廃棄物処理法等の規定に従って適切に保管しなければならない。

